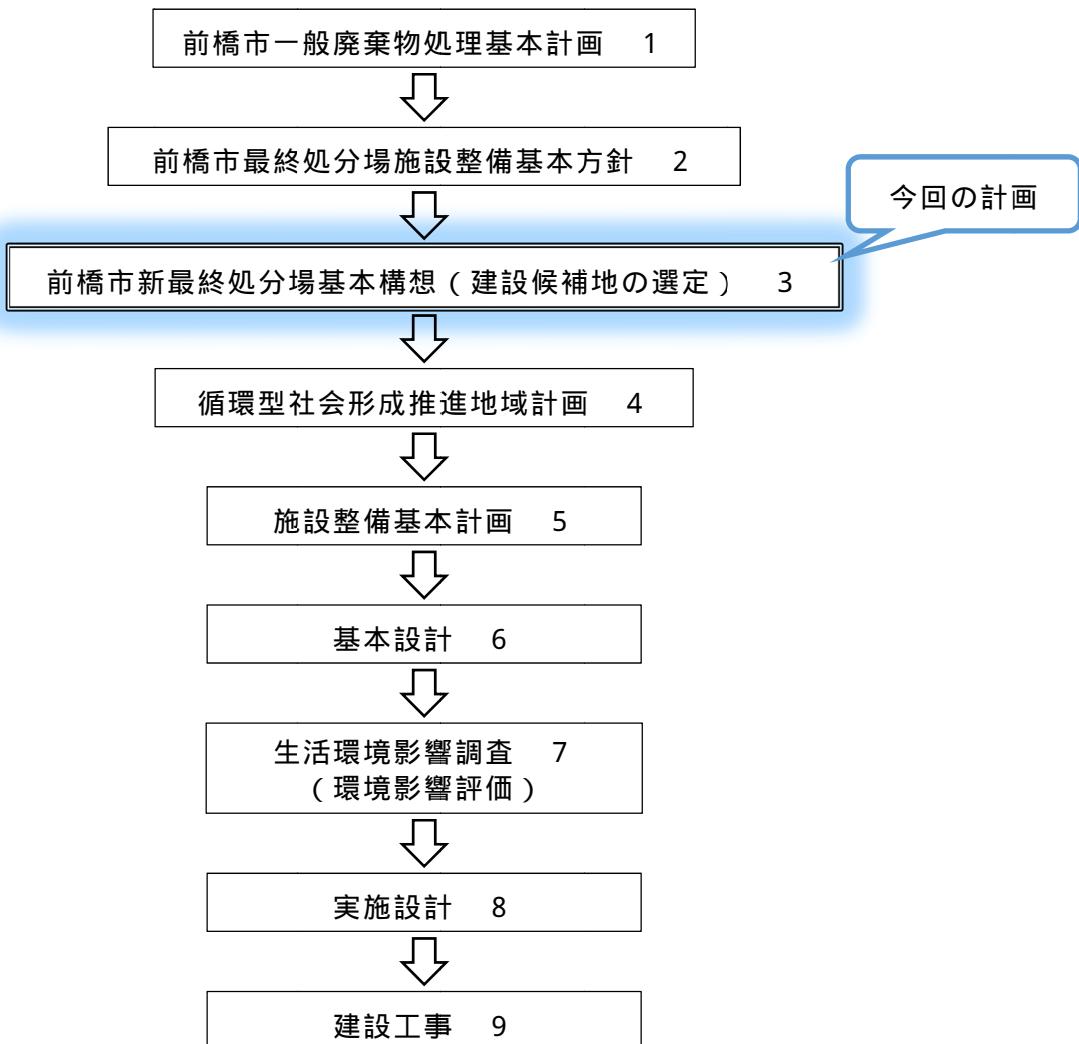


前橋市新最終処分場基本構想の策定方法

1 計画の位置付け

(1) 基本構想の位置付け

基本構想の位置付けを以下に示します。



1 前橋市一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月に策定された、前橋市内の一般廃棄物(ごみ及び生活排水)の処理に関する計画。市は、その計画に従って、前橋市内における一般廃棄物を収集し、運搬し、そして処分しなければならないこととされている。

長期的視点に立った基本方針であり、平成37年度までの長期計画となっている。

2 前橋市最終処分場施設整備基本方針

平成29年8月に策定された、一般廃棄物処理基本計画の最終処分計画に定められた施策の方向性である「計画的な埋立処分と施設の整備」について、方針を示したものである。既存最終処分場の埋立終了後における本市の処理

方法について、廃棄物の処理の現状や廃棄物を取巻く環境を踏まえた上で検討を行い、今後の整備方針を策定した。

3 前橋市新最終処分場基本構想（建設候補地の選定）

「一般廃棄物処理基本計画」及び「前橋市最終処分場施設整備基本方針」を踏まえて、循環型社会を形成する上で、今後整備が必要となる施設について、最適な処理システムを検討するとともに、施設整備内容を決定する。（「循環型社会推進地域計画」策定のための基礎情報をとりまとめる）

建設候補地の選定については、複数の建設予定候補地それぞれについて、法規制、自然環境、社会環境保全、土地利用、経済面等のさまざまな視点から評価し、最終的な建設候補地を選定する。

4 循環型社会形成推進地域計画

循環型社会形成推進交付金制度を活用するために策定するもので、地域の循環型社会を推進するための基本的な事項、循環型社会形成推進のための現状と目標、施策の内容、計画のフォーローアップと事後評価について取りまとめる。

5 基本計画

最終処分場基本構想を受けて、最終処分場の配置と基本構造を決定し、事業実施の具体的な手順と工程、必要な資金、建設期間、埋立期間、その他設計段階で処理すべき課題等をまとめ、事業者として意思決定に必要な事項を整理するもの。

6 基本設計

基本計画を受けて、計画を設計のレベルに引き上げるもの。各種の許認可申請において申請書に添付される。

7 生活環境影響調査

届出（市町村等の事業の場合）又は許可（民間事業等）を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務付けられている。

計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討し、施設計画に反映する。

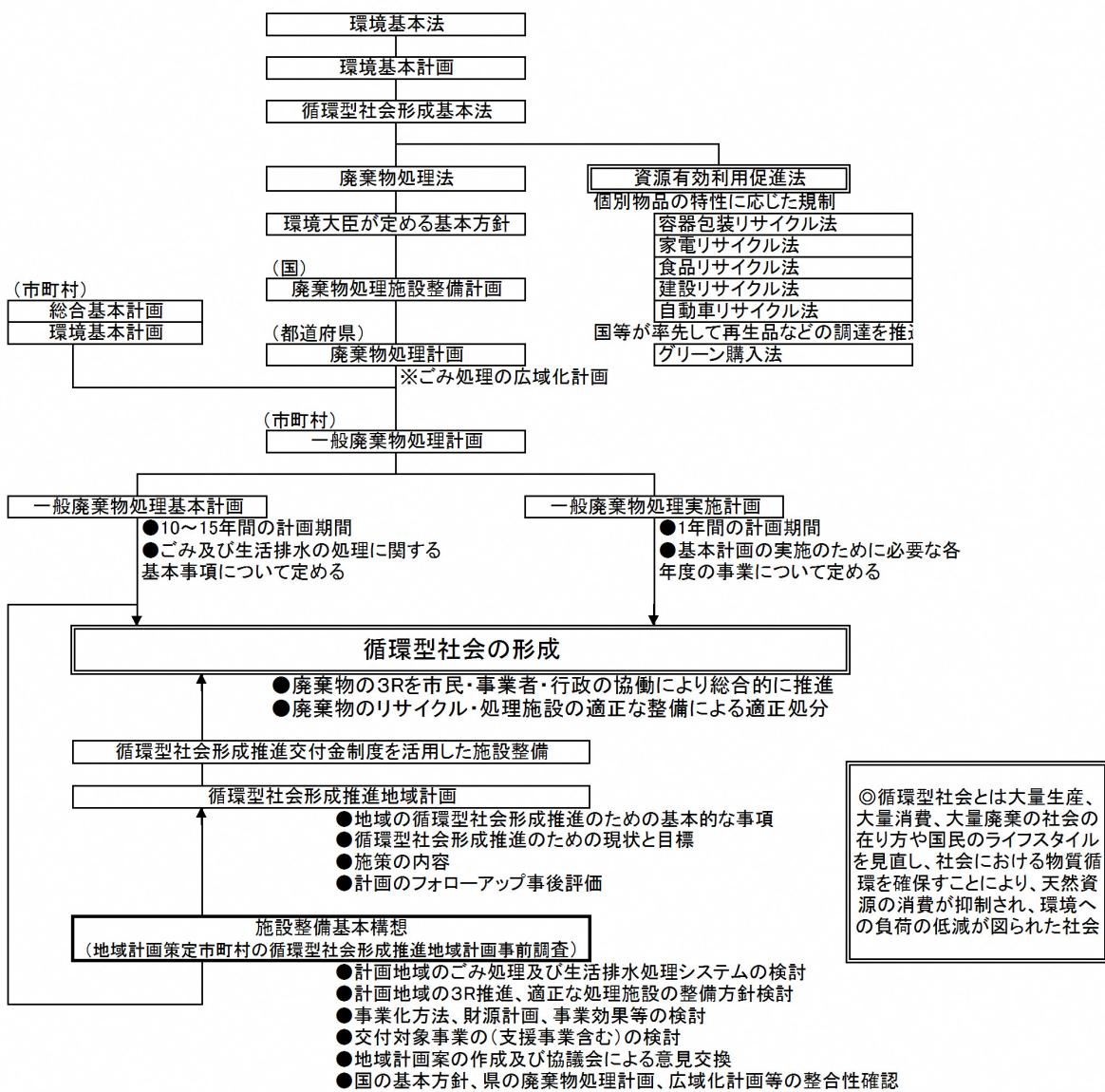
8 実施設計

基本設計を踏まえて、施設仕様、構造等をより具体的にして、施工可能な設計図、仕様書を作成し、工事数量と概算工事費を算定することにより、工事発注を可能とするために実施する。

9 建設工事

実施設計内容に基づき、周辺環境に配慮しながら安全に施設を建設する。

(2) 他の計画との関連性



2 基本構想の内容

前橋市新最終処分場の建設に向けて以下の内容等について整理していきます。

第1章 最終処分場整備基本構想

第1項 基本構想策定の目的

第2項 基本構想の概要と位置付け

1 基本構想の位置付け

2 関係法令等の遵守

第3項 ごみ処理・処分の現状

1 ごみ処理の現状

2 ごみ処理施設の現状

3 既存最終処分場の施設概要

第4項 ごみ処理の将来予測

1 最終処分の将来推計量と埋立残余年数の整理

2 ごみ処理に係る動向と今後の課題

3 新最終処分場の確保の必要性と位置づけ

第5項 ごみ処理システムの検討

1 ごみ処理基本計画における位置づけ

2 ごみ処理システムの基本方針

3 ごみ処理システムの検討

4 ごみ処理システムと埋立処分量

第6項 新最終処分場の基本構想

1 新最終処分場整備の基本方針

2 関係法令規制等の整理

3 施設整備の基本条件

4 施設概要

5 跡地利用・周辺整備のあり方

第7項 事業手法の検討

1 事業手法の概要

2 評価方法

第8項 施設整備スケジュール

第9項 財政計画

1 概算事業費の算定

2 財政計画の整理

第2章 用地選定

第1項 用地選定の目的

第2項 用地選定の流れ

第3項 建設用地前提条件の整理

第4項 一次選定（調査対象区域の抽出）

1 方法

2 結果

第5項 二次選定（客観的評価）

1 方法

2 結果

第6項 三次選定（相対的評価）

1 方法

2 結果

第7項 現地確認

第8項 総合評価

1 方法

2 結果

第9項 建設候補地の決定

3 策定スケジュール

(1) 基本構想

基本構想のスケジュール及び前橋市新最終処分場整備検討委員会の会議スケジュールを以下に示します。

会議	日程	議題
第1回	平成29年12月18日	前橋市のごみ処理の状況について 前橋市最終処分場施設整備方針について
視察	平成30年3月12日	前橋市最終処分場 エコ小野上処分場（渋川市）
第2回 第3回 第4回	平成30年度	基本構想策定の目的 基本構想の概要と位置付け ごみ処理・処分の現状 ごみ処理の将来予測 ごみ処理システムの検討 新最終処分場の基本構想
第5回 第6回	平成31年度	事業手法の検討 施設整備スケジュール 財政計画

(2) 用地選定

具体的な選定方法については、第1回の適地選定専門部会で意見を伺いながら整理を進めていきます。用地選定のスケジュール及び適地選定専門部会の会議スケジュールを以下に示します。

また、新最終処分場を整備するに当たっては、建設候補地の選定が大きな課題になることから、ひとつの方策として、広く市民の皆様から建設候補地を公募し、併せて情報の提供をお願いしています。期間は成29年12月1日（金）から平成30年3月20日（火）まで、用地の公募を実施しています。

会議	日程	議題
第1回	平成30年2月16日	選定方法、条件、スケジュールの検討
第2回 第3回 第4回	平成30年度	調査対象区域の抽出 客観的評価 相対的評価
第5回 第6回	平成31年度	総合評価 建設候補地の決定

適地選定の作業フロー（例示）（前橋市最終処分場施設整備方針から）

一次選定（調査対象区域の抽出）

調査対象区域の抽出

必要最小限の条件を満たす区域をできるだけ多く抽出



二次選定（評価対象区域の抽出）

客観的評価

客観的な評価ができる条件を設定、区域の機械的な仕分



三次選定（評価対象地の絞り込み）

相対的評価

評価対象区域を相対的に評価し、3～5か所程度に絞り



総合評価

総合評価

3～5か所に絞り込まれた評価対象地について総合

最終処分場の公募事例

	地方公共団体	公募年度 (募集期間)	施設	応募資格、条件	
1	天草広域連合(熊本県)		最終処分場 焼却施設 リサイクル施設		
2	山梨県環境整備事業団(山梨県)	H16	最終処分場		
3	沖縄県(沖縄県)	H17 (7ヶ月 最終候補地の選定まで延長)	産業廃棄物最終処分場	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者(個人・法人問わず) <p>【応募条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 5ha 以上 	
4	山口市(山口県)	H19	最終処分場		
5	津市(三重県)	H19 (約3ヶ月)	最終処分場 リサイクル施設 環境学習施設 緑地公園	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等代表者 <p>【応募条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地は、指定地域から募集 ・まちづくり構想について記入する ・面積 12ha 以上 	
6	北薩広域行政事務組合(鹿児島県)	H21 (4ヶ月)	最終処分場 焼却施設	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者 <p>【応募条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現環境センターを中心に 10km 圏内 	
7	宇佐・高田・国東広域事務組合(大分県)	1回目	H21 (5ヶ月)	最終処分場 焼却施設 リサイクル施設	
		2回目	H25 (3ヶ月)	焼却施設 リサイクル施設	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治委員(区長) <p>【応募条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 3ha が確保可能 ・土地所有者、隣接土地所有者の同意が得られる又はその見込みがある ・法令規制がない又はその影響が少ない ・地区内の合意形成が図られている
8	高知県(高知県)	H29 (2ヶ月)	最終処分場	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者、自治会長、市町村長 <p>【応募条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知市中心部から自動車で 1 時間以内 ・面積 5.5ha 以上 ・法令等の規制に該当しない ・暴力団が所有する土地でない ・全ての土地所有者が同意すること、または同意する見込みであること 	
9	熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会(熊本県益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町、西原村で構成)(熊本県)	H29 (3ヶ月)	最終処分場 焼却施設 リサイクル施設 し尿処理施設	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長および代表者 <p>【応募条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町、西原村の区域内 ・面積 3 万 ~ 5.5 万 m² ・法規制がない、または解除可能 ・幹線道路に近い ・水道・電気の引き込みが容易 ・土地形状、地質が施設整備に適す ・収集運搬効率に優れる 	